

(平成26年3月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月31日は15万円、同年12月25日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日
② 平成15年12月25日

私は、A社に勤務していたが、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が、給付に反映されない記録となっている。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社におけるオンライン記録では、申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、B市発行の平成

16 年度市県民税台帳兼課税台帳（15 年分）、申立人が所持する普通預金通帳及び同僚が所持する賞与明細書において推認できる賞与支給額から、申立期間①は 15 万円、申立期間②は 10 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が無いが、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有する全員について、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、賞与の届出を行っており、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年11月29日に訂正し、申立期間における標準報酬月額に係る記録を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月29日から同年12月1日まで
私は、昭和42年3月20日から44年12月20日まで、A社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。日本年金機構から、申立期間について、私と同じ被保険者記録であった同僚の記録が訂正された旨の手紙が来たので、調査の上、私の被保険者記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人はA社C営業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった（以下「全喪」という。）昭和44年11月29日に同社C営業所において被保険者資格を喪失し、同年12月1日に同社（本社）において同資格を取得したとされているが、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間及びその前後の期間において同社D出張所（厚生年金保険の適用事業所名は同社C営業所）に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の複数の者は、申立期間とその前後の期間の勤務場所及び勤務状況に違いは無かった旨を述べているところ、このうちの一人は、「当時、会社から、勤務していた営業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後は、本社で一括適用となる旨の説明を受けた。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間と近接した時期に、A社の営

業所及び支店の全喪に伴い被保険者資格を喪失し、同社（本社）において同資格を取得している者が多数確認できるところ、これらの者はいずれも被保険者記録が継続していることが確認できる上、このうち複数の者が、「会社から、本社で一括適用となる旨の説明を受けた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年12月のA社（本社）における申立人の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年11月29日に訂正し、申立期間における標準報酬月額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月29日から同年12月1日まで
私は、昭和44年7月21日から50年10月20日まで、A社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。日本年金機構から、申立期間について、私と同じ被保険者記録であった同僚の記録が訂正された旨の手紙が来たので、調査の上、私の被保険者記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人はA社C営業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった（以下「全喪」という。）昭和44年11月29日に同社C営業所において被保険者資格を喪失し、同年12月1日に同社（本社）において同資格を取得したとされているが、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間及びその前後の期間において同社C営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の複数の者は、申立期間とその前後の期間の勤務場所及び勤務状況に違いは無かった旨を述べているところ、このうちの一人は、「当時、会社から、勤務していた営業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後は、本社で一括適用となる旨の説明を受けた。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間と近接した時期に、A社の営業所及び支店の全喪に伴い被保険者資格を喪失し、同社（本社）において

同資格を取得している者が多数確認できるところ、これらの者はいずれも被保険者記録が継続していることが確認できる上、このうち複数の者が、「会社から、本社で一括適用となる旨の説明を受けた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年12月のA社（本社）における申立人の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年11月29日に訂正し、申立期間における標準報酬月額に係る記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月29日から同年12月1日まで
私は、昭和42年7月26日から55年3月20日まで、A社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。日本年金機構から、申立期間について、私と同じ被保険者記録であった同僚の記録が訂正された旨の手紙が来たので、調査の上、私の被保険者記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人はA社C営業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった（以下「全喪」という。）昭和44年11月29日に同社C営業所において被保険者資格を喪失し、同年12月1日に同社（本社）において同資格を取得したとされているが、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間及びその前後の期間において同社C営業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の複数の者は、申立期間とその前後の期間の勤務場所及び勤務状況に違いは無かった旨を述べているところ、このうちの一人は、「当時、会社から、勤務していた営業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後は、本社で一括適用となる旨の説明を受けた。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間と近接した時期に、A社の営業所及び支店の全喪に伴い被保険者資格を喪失し、同社（本社）において

同資格を取得している者が多数確認できるところ、これらの者はいずれも被保険者記録が継続していることが確認できる上、このうち複数の者が、「会社から、本社で一括適用となる旨の説明を受けた。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年12月のA社（本社）における申立人の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月26日から同年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当該期間においても同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管している従業員台帳（発令情報）、同社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年3月26日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が保管している申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における被保険者資格取得日が、昭和38年4月

1日と記載されていることから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8827

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月1日から同年2月1日まで

昭和35年1月1日から41年1月1日まで、転勤はあったものの、A社に契約社員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿及び経歴書並びに同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人がA社に同時期に入社し、同時に同社B事業所に異動したとする複数の同僚の、同社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和37年2月1日となっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、A社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和50年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年8月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間は、同社C事業所で入社時の研修を受けた後、同社B工場に配属となった時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにA社提出の在職期間証明書及び退職者通知書から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（同社C事業所で研修後、昭和50年8月1日に同社B工場に配属）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における事業所別被保険者名簿の昭和50年9月の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和37年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和32年4月1日にD社に入社し、36年9月からA社に出向した。その後、同社C事業所に転勤になったが、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びD社E事業所が保管する職員名簿から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記職員名簿の人事記録により、申立人が昭和37年2月中にA社C事業所に異動していることが確認できることから、申立人の同社C事業所の厚生年金保険被保険者資格の取得日を、同社における資格喪失日と同日の同年2月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和37年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認でき

る関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 8830

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和41年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月16日から同年4月1日まで
私は、昭和34年4月1日から平成6年3月31日までA社に勤務していた。同社には1日も間を空けず継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管している申立人に係る社員カードから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和41年3月16日に同社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月から 29 年 10 月頃まで
② 昭和 30 年 5 月頃から 32 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 4 月 18 日から同年 6 月 1 日まで

私は、申立期間①は、A社又はB社に勤務していた。申立期間②は、C社に勤務していた。申立期間③は、D社又はE社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間①から③までが被保険者期間となっていないので、調査の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社又はB社に勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録により、A社及びB社は申立期間①において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社及びB社の商業登記の記録は確認できない上、申立人は事業主及び同僚の姓のみしか記憶していないため、これらの者を特定することができず、申立人の申立期間①における勤務実態について照会することができない。

申立期間②について、申立人は、C社に勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録により、C社は昭和 34 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、C社の事業主は既に死亡しており、昭和 34 年 2 月 1 日に同社において被保険者資格を取得している複数の元従業員に照会したものの、自

身が申立期間②において勤務していたとする者がいないことから、申立人の当該期間における勤務実態をうかがえる供述は得られない。

申立期間③について、申立人は、D社又はE社に勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録により、D社は昭和37年4月18日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間③においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D社の事業主は所在が不明である上、複数の元従業員に照会したものの、自身が申立期間③において在職していたとする者がいないことから、申立人の当該期間における勤務実態をうかがえる供述は得られない。

さらに、E社の事業主は既に死亡しており、複数の元従業員に照会したものの、申立人の同社における入社日を記憶する者はおらず、申立人の申立期間③における勤務実態をうかがえる供述は得られない。

このほか、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8832 (事案 8629 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 36 年 5 月 15 日まで
脱退手当金を受給した記憶が無いとため、第三者委員会に申立てを行ったが、脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの通知を受けた。

今回、受領していない新たな事情を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当該期間に係る脱退手当金が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 36 年 11 月 22 日に支給決定されていることなど、不自然さはうかがえないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 25 年 10 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな事情として、申立期間において勤務していた A 社を退職した後、昭和 52 年まで同社に行かなかったこと、オンライン記録の支給日は同社退職後に入社した B 社に勤務中だったので社会保険事務所(当時)に行けなかったこと、及び 2 枚の厚生年金保険被保険者証を統合するため同年に初めて社会保険事務所に行ったことから、脱退手当金は受給していないと主張しているが、脱退手当金の請求手続は郵送で行うことが可能であること、指定金融機関でも脱退手当金を受領することが可能であること、及びオンライン記録の支給日は支給決定日であるとされ、必ずしも実際に現金を受領した日ではないこと、当該支給決定日に勤務していたとする B 社は、「申立人の人事記録を保管していないため、勤務実態を確認することができない。」と回答していることから、

これらの申立人が新たな事情と主張するものは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものであり、脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過していることからこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金の支給がなかったことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案となる。

本事案では、A社に係る事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は婚姻前の姓であるものの、申立人は、「離婚に伴いA社を退職した。厚生年金保険被保険者証の氏名は旧姓表示であった。」と述べていることから、当該脱退手当金に係る請求は旧姓で行われたことがうかがわれるほか、同社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後に脱退手当金が支給決定されていること、脱退手当金を支給した記録がある同社と、その後に被保険者資格を取得したC社の申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が異なることから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8833

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月から 14 年 12 月まで

私は、平成 9 年 12 月から 19 年 10 月 31 日まで、A 社で B 職として C 施設勤務をしていた。申立期間においては就労場所が D 事業所と E 事業所の 2 か所であり、1 か月あたりの就労日数が多かったため、厚生年金保険に加入していたと思う。調査の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する申立人に係る B 職名簿により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社は、「C 施設勤務の B 職は、F の開催日に就労する日雇勤務者であった。C 施設勤務の B 職で、厚生年金保険に加入していた者はいない。」と回答しているところ、オンライン記録によると、申立人が、自身と同様に C 施設勤務の B 職として記憶する全ての同僚について、同社の被保険者記録が無いことが確認できる一方で、申立期間において、同社の被保険者で回答のあった者全員が、自身は C 施設勤務ではなかったと回答している。

また、A 社は、「提出した B 職名簿のほかに、当時の資料は残っていない。」と回答しており、当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人も、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月末頃から 48 年 3 月 1 日まで
私は、A社を昭和 46 年 7 月に離職し、47 年 2 月末頃に再度入社したが、厚生年金保険の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務していたと述べている。
しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について照会できない。
また、A社において被保険者であった複数の同僚に照会したものの、具体的な証言を得ることができないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。
さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の被保険者資格の取得日は昭和 48 年 3 月 1 日となっていることが確認でき、オンライン記録と一致する。
このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月
私はA社に勤務し、平成 19 年 6 月の賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された金融機関の預金通帳の写し及びA社から提出された申立人に係る平成 19 年 6 月分の賞与明細書により、申立人に対して、同年 6 月 15 日に賞与が支給されていることは認められる。

しかしながら、上記の賞与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていない。

また、上記の賞与明細書を含むA社から提出された平成 19 年中に申立人に支給した給与及び賞与に係る明細書の「社会保険合計」欄に記載されている金額を合計した金額は、同社から提出された同年分の給与支払報告書の「社会保険料等の金額」欄の金額と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8836

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 2 月 10 日まで
② 昭和 33 年 9 月 1 日から 38 年 12 月 31 日まで
厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②についての脱退手当金が支給されたこととなっているが、受給した記憶は無い。
調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和39年4月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間②の被保険者資格喪失後に勤務したC事業所においても、退職一時金を全額受給していることが確認でき、当時は通算年金制度創設後であり、厚生年金と共済年金が通算されることを踏まえると、申立期間②当時、申立人に公的年金制度に継続して加入する意思があったとは考え難く、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。